

美里町肥料等の大量投与の防止に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、美里町肥料等の大量投与の防止に関する条例（平成22年条例第18号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則において「農用地」とは、農地、採草放牧地及び耕作の目的に供しようとする土地をいう。

(施用者から除かれる者)

第3条 条例第2条第3号の規則で定める者は、次に掲げるものとする。

- (1) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
- (2) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- (3) 公益社団法人埼玉県農林公社

(届出対象)

第4条 条例第6条第1項の規則で定める施用の量は、一作につき別表第1に定める量とする。

2 条例第6条第1項の規則で定める保管の量は、保管場所一箇所（当該保管を行おうとする施用者が所有し、又は管理する一団の土地をいう。）につき別表第2に定める量とする。

(町長への届出)

第5条 条例第6条第1項の規定による届出は、肥料等施用計画（変更）届出書（施用の場合は様式第1号、保管の場合は様式第2号）により行うものとする。

2 前項の届出には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 施用等を行う農地等の位置図
- (2) 施用等を行う農地等の公図の写し
- (3) 施用等を行う農地等に係る登記事項証明書
- (4) 届出者の住民票（法人にあっては法人の登記事項証明書）
- (5) 肥料等の成分を示す書類の写し
- (6) 肥料等の販売の内容を示す書類の写し
- (7) 施用者が当該農地等に肥料を施用する権利を有することを証明する書類の写し
- (8) その他町長が必要と認める書類

3 町長が、特に必要がないと認めるときは、前項各号に掲げる書類の全部又

は一部を省略させることができる。

(変更の届出)

第6条 条例第6条第3項の規定による届出は、肥料等施用計画(変更)届出書により行うものとする。

2 前項の届出は、変更後の施用計画の実行に着手する日の30日前までに(施用者の死亡その他やむを得ない場合においては、事後に)行わなければならない。

3 第1項の届出は、前条第2項に規定する書類のうち、変更に係るものを添付して行うものとする。

4 第1項の届出が施用計画の中止に係るものであるときは、当該届出は、同項の規定にかかわらず、肥料等施用計画中止届出書(様式第3号)により行うものとする。

5 前条第3項の規定は、施用計画の変更の届出について準用する。

(公表の方法等)

第7条 条例第9条第1項の規定による公表は、町広報に掲載することにより行い、次に掲げる事項について公表するものとする。

(1) 勧告を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) 勧告の内容

(3) 公表の理由

(4) その他町長が必要と認める事項

(身分証明書)

第8条 条例第10条第2項の身分を示す証明書の様式は、身分証明書(様式第4号)によるものとする。

附 則

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

附 則(平成23年規則第14号)

この規則は、平成23年11月1日から施行する。

附 則(令和元年12月13日規則第5号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

施用する土地	規則で定める施用の量	
農用地（果樹園を除く。）	木質系の土壌改良資材	総トン数 20 トンかつ 10 アール当たり 100 立米又は敷き均し厚 10 センチメートルとなる量
	木質チップ	総トン数 20 トンかつ 10 アール当たり 150 立米又は敷き均し厚 15 センチメートルとなる量
	上記以外の肥料等	総トン数 20 トンかつ 10 アール当たり 20 トン
果樹園	総トン数 20 トンかつ 10 アール当たり 150 立米又は敷き均し厚 15 センチメートルとなる量	
森林	木質系の土壌改良資材	総トン数 5 トンかつ 1 ヘクタール当たり 5 トン
	上記以外の肥料等	総トン数 5 トンかつ 1 ヘクタール当たり 500 立米となる量

別表第 2（第 4 条関係）

保管する土地	規則で定める保管の量	
農用地	木質チップ	総トン数 20 トン
	上記以外の肥料等	総トン数 50 トン
森林	木質系の土壌改良資材	総トン数 5 トンかつ 1 ヘクタール当たり 5 トン
	上記以外の肥料等	総トン数 5 トンかつ 1 ヘクタール当たり 500 立米となる量